



26文科高第393号
平成26年8月11日

法科大学院を置く国公立大学長
独立行政法人大学評価・学位授与機構長
公益財団法人日弁連法務研究財団理事長
公益財団法人大学基準協会会長
殿

文部科学省高等教育局長
吉田大輔

(印影印刷)

法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）

法科大学院教育については、これまでも各法科大学院において、司法制度改革審議会意見書に掲げられた法曹養成制度の理念や中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言等に沿って、法律基本科目の指導の充実や成績評価・修了認定等の厳格化などの取組を進めていただいておりますが、特に、法学未修者（法学既修者（法学の基礎的な学識を有すると当該法科大学院が認める者）以外の者）については、今なお司法試験合格率の低迷等の課題を抱えていることから、更なる指導の充実が求められているところです。

このため、本年3月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会においてまとめられた「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を踏まえ、法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実に資するよう、下記のとおり関係法令の運用の見直しを行うこととしました。

これを踏まえ、各法科大学院においては、自学自習の時間の確保など学生に対する過度の負担とならないよう十分に配慮しつつ、法学未修者教育の更なる改善・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、各認証評価機関においては、各法科大学院が下記の取組を行った結果、法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに法律基本科目の履修に過度に偏ったものであると評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価していただきますようお願いいたします。

記

一 法学未修者の法律基本科目の単位数及び配当年次の扱いについて

法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合の法学既修者の履修免除の単位数については、「専門職大学院設置基準及び学校教育法第百十条第二項

に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（21文科高第668号）において、「法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない」運用を求めていたが、法学未修者が法律基本科目を更に重点的に学ぶことを可能とする観点からこれを見直し、1年次及び2年次において合計10単位程度まで許容されることとすること。

二 年間登録単位数の上限について

法科大学院の学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の標準については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第7条において、1年につき36単位が標準とされているが、上記一によって法律基本科目を増加させた場合には、36単位から概ね2割程度（8単位程度）増加させた44単位程度まで標準の範囲内であることとすること。

三 実務経験等を有する者の展開・先端科目の取扱いについて

入学時に十分な実務経験を有する者については、大学がそれまでの実務経験を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とすること。

ただし、法律基本科目によって代替する単位数については、各法科大学院の目的に沿った教育活動を展開する観点から、概ね2～4単位を目途とすることが適切であること。

なお、当該取扱いについては、法律基本科目を重点的に学ぶことが必要とされる法学既修者に適用することも可能であること。

【 本件担当 】

文部科学省高等教育局専門教育課
専門職大学院室法科大学院係

TEL : 03-5253-4111（内線 3318）

関連する省令・告示

◆「専門職大学院設置基準」（平成15年文部科学省令第16号）

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（履修科目の登録の上限）

第十二条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

◆「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）

（法科大学院の履修科目の登録の上限）

第七条 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として定めるものとする。

◆「専門職大学院設置基準及び学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（平成22年3月12日）

留意事項

一 法学既修者に関する修得したものとみなすことができる単位数について
法科大学院におかれては、第25条第1項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなすことのできる単位数は、平成21年4月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」において増加可能と提言された、法学未修者1年次における法律基本科目6単位の範囲を超えない運用とされたいこと。

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における 報告書の関連記述

◆「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」

(平成26年3月31日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。

◆「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」

(平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ)

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。

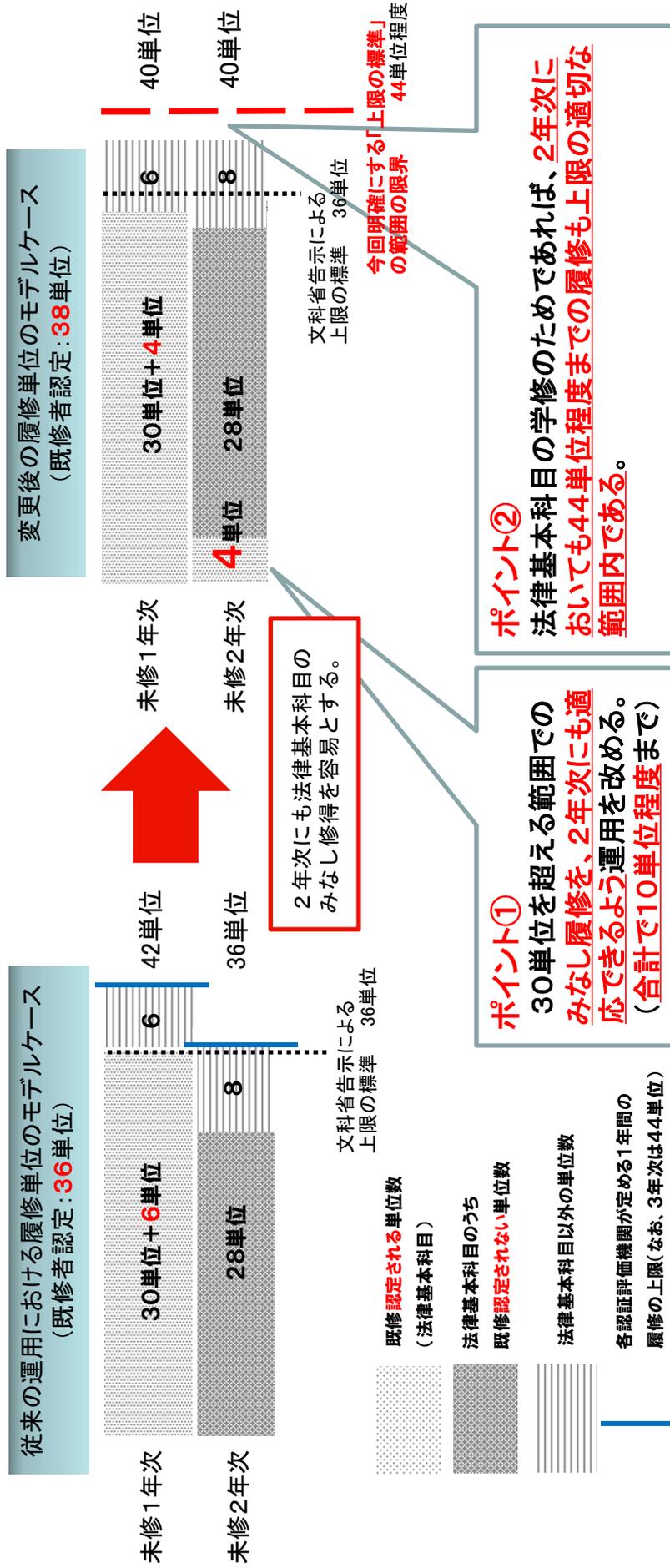
法律基本科目の配当年次の見直し等イメージ

中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会（第64回）資料

参考 3

法学未修者教育の充実に向けて、各年次における修得単位数の平準化や、必要に応じて法律基本科目数の増加を容易とするために、

- ① 法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、「1年次に限り6単位まで」との従来の運用を「1年次と2年次で10単位程度」へと改める。
- ② 1年間の履修単位の上限について、（特に2年次においても）上限の標準である36単位から2割程度増加させた44単位程度も適切な範囲内であることを明確にする。



【留意点】

- 総単位数を増加させる場合は、学生の自学自習時間の確保も含め、学生の過度の負担とならぬよう配慮すること。
- 各認証評価機関は、法学未修者の法律基本科目群の履修単位数の比重が高まったことをもって直ちに否定的に評価するのではなく、法学未修者教育を充実させるための取組として適切であるかどうかを評価すること。

展開・先端科目の一部履修の軽減のイメージ

中央教育審議会大学分科会法科大学特別委員会（第64回）資料

参考 4

十分な実務経験等を有すると大学が認める者については、相当する展開・先端科目（※）に代えて法律基本科目の履修を認めることも法学未修者の法律基本科目の学修の充実にしては妥当であると考えられる。

（例）税務署での十分な実務経験があり、租税法等に代えて法律基本科目の履修を認める場合の選択科目の履修例

法律基本科目群	実務基礎科目群	基礎法学・隣接科目群	展開・先端科目群
民法応用演習 民事手続法応用演習 商法応用演習 刑法応用演習 刑事手続法応用演習 憲法応用演習 行政法応用演習 商法総則・商行為法 手形・小切手法 中級民法 発展民事訴訟法 発展刑事訴訟法	法律相談 民事弁護実務 家事弁護実務 刑事弁護実務 労働訴訟実務の基礎 企業法務の実務基礎 メデイエーション演習 エクスマーケティング 模擬裁判 臨床法学教育	法学の基礎 紛争と法 司法制度の基礎理論 法社会学 法社会学 法医学 生命科学と法 法整備支援活動 法と経済学 法律家のための会計学 立法学 法と心理学 国際関係公法基礎 法と公共政策	裁判外紛争処理 家族法特殊講義 労働法 労働法演習 労使紛争と法 医事法 医療と法 雇用差別と法 高齢者と法 子供と法 ジェンダーと法 外国人と法 社会保険法 社会保険法演習 不動産法特殊講義 刑事政策 犯罪学 少年法 自治体紛争法 国際人権法 国際経済法 行政紛争特別講義
必修60単位 + 選択必修4単位	必修6単位 + 選択必修4単位	選択必修4単位	選択必修22単位
4単位増	4単位増	4単位減	4単位減
必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修8単位	必修60単位 + 選択必修18単位

現行の修了要件単位数

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修22単位 = 選択必修22単位

計100単位以上

展開・先端科目に代えて法律基本科目を多く卒業要件単位数に認める

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修4単位 = 選択必修4単位

計100単位以上

展開・先端科目を軽減した場合の修了要件単位数

法律基本科目群 + 必修60単位 + 選択必修4単位 = 必修60単位 + 選択必修4単位

実務基礎科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

基礎法学・外国法科目群 + 必修6単位 + 選択必修4単位 = 必修6単位 + 選択必修4単位

展開・先端科目群 + 選択必修18単位 = 選択必修18単位

計100単位以上

（※）上記例の他に、信託銀行での勤務経験のある者は信託法について、企業の知的財産部での勤務経験のある者は特許法の履修について適応するなど、各法科大学院にて適切に判断することを想定。